

ご注意ください

多数の者の集合する催しには 防火対策が必要です

平成 25 年 8 月 15 日に京都府福知山市において死者 3 名負傷者 56 名の花火大会火災が発生した後、神戸市火災予防条例を改正しました。

地域の祭りや盆踊りを始めとするイベントなど多数の者の集合する催しには、次のとおり防火対策が義務化されましたので、ご注意ください。

多数の者の集合する催しにおいて、
コンロ・ストーブ・ホットプレート・携帯発電機など
火気器具を使用する場合

① 消火器の準備が義務化

火気器具を取り扱う者（主催者等がまとめて準備することも可）が準備しなければなりません。

火気器具ごとに 1 本必要ですが、1 つのブース・店構え内で複数の火気器具を使用する場合は、1 ブース・店構えごとに準備しても構いません。



② 露店等を開設する場合、消防署への届出が義務化

露店等を開設する者または主催者等が届出を消防署へ提出しなければなりません。露店等の開設場所、消火器の位置、火気器具の位置、燃料の位置を示した配置図の添付が必要です。

なお、主催者等がまとめて提出する場合は、露店等の一覧表も添付してください。



▶ 多数の者の集合する催しについて

集合する者の範囲が限定されているもの（近親者によるバーベキューや PTA 役員のみが参加する催しなど相互に面識があるものが参加する催しや、名簿等で参加者が特定できるもの）は対象外です。

▶ 消火器について

消火器(住宅用消火器は不可)は、腐食又は破損のないものを準備してください。

特に大規模な屋外での催しは、 防火担当者の選任と計画の提出が必要です！

特に大規模な屋外での催し（露店等の数が80以上）で
消防長が「指定催し」と指定した催しの主催者に対し

防火担当者の選任 火災予防上必要な業務に関する計画の提出の義務化（罰則有）

消防長が指定した「指定催し」の主催者は防火担当者を選任し、開催日の14日前までに火災予防上必要な業務に関する計画を提出させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせることが義務化されました。これは、複数の者が実質的に共同して主催する催しも対象となります。

なお、計画の未提出者には30万円以下の罰金が科せられます。



▶ 指定催しの要件について

露店等の数が80以上のものです。

主催者が出店を認めるもので、火気器具を使用しないものも数に含まれます。

▶ 防火担当者について

防火担当者の資格について特段の定めはありませんが、火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の方を選任してください。

なお、指定催しを主催する団体の代表者が自ら防火担当者になることも可能です。

▶ 計画の例及び添付資料について

計画の例は神戸市ホームページに掲載しています。また、計画書には露店等の開設場所、消火器の位置、火気器具の位置、燃料の位置を示した配置図と露店等の一覧表を添付してください。

▶ 神戸市ホームページもご覧ください。

神戸市 露店 防火

検索

お問い合わせ先

東灘消防署 843-0119
灘消防署 882-0119
中央消防署 241-0119
兵庫消防署 512-0119
北消防署 591-0119

北神分署 981-0119
長田消防署 578-0119
須磨消防署 735-0119
北須磨出張所 791-0119

垂水消防署 786-0119
西消防署 961-0119
水上消防署 302-0119
消防局予防課 325-8510